

平成31年 3月15日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成31年3月15日(金)午後 2時30分開議

- 日程第 1 議案第 1号 平成31年度東庄町一般会計予算
議案第 2号 平成31年度東庄町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成31年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号 平成31年度東庄町食肉センター特別会計予算
議案第 5号 平成31年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
議案第 6号 平成31年度東庄町介護保険特別会計予算
議案第 7号 平成31年度東庄町水道事業会計予算
議案第 8号 平成31年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
審査報告(予算決算常任委員会委員長)
- 日程第 2 陳情第 1号 後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める
陳情
陳情第 2号 「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、
及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情
審査報告(文教福祉常任委員会委員長)
- 日程第 3 陳情第 3号 「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治
体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請
する陳情
審査報告(総務産業常任委員会委員長)
- 日程第 4 議案第19号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 日程第 5 議案第20号 東庄中学校技術棟等解体工事請負契約の締結について
- 日程第 6 意見書案第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割
負担の継続を求める意見書について
- 日程第 7 意見書案第2号 幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及
び、地方自治体への国の十分な財政措置を求める意見
書について
- 日程第 8 意見書案第3号 会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体

への十分な財政措置を求める意見書について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

- 1 番 桜 井 莊 一 君
- 2 番 土 屋 光 正 君
- 3 番 宮 澤 健 君
- 4 番 佐久間 義 房 君
- 5 番 板 寺 正 範 君
- 6 番 花 香 孝 彦 君
- 7 番 大 網 正 敏 君
- 8 番 高 木 武 男 君
- 9 番 鈴 木 正 昭 君
- 10 番 山 崎 ひろみ 君
- 11 番 土 屋 進 君
- 12 番 宮 崎 正 吾 君
- 13 番 鎌 形 寿 一 君
- 14 番 城之内 一 男 君

欠席議員

な し

出席説明員（13名）

- | | | |
|---------|-----|-----------|
| 町 | 長 | 岩 田 利 雄 君 |
| 副 町 | 長 | 金 島 正 好 君 |
| 監 査 委 員 | 平 山 | 茂 君 |
| 総 務 課 長 | 向 後 | 喜一朗 君 |
| 町 民 課 長 | 伊 藤 | 雅 晃 君 |
| まちづくり課長 | 林 | 栄 壽 君 |
| 健康福祉課長 | 海 上 | 孝 君 |
| 会計管理者 | 飯 嶋 | 実知子 君 |
| 病院事務長 | 寺 嶋 | 利 和 君 |

農業委員会事務局長 土 屋 富士雄 君

教 育 長 五十嵐 正 憲 君

教 育 課 長 多 田 克 己 君

生涯学習担当課長 林 寛 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 笹 本 忠 男

次 長 石 毛 美恵子

主 査 岩 瀬 知 博

(午後 2時30分 開議)

議長(城之内一男君)

ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ち、報告します。本日、町長より議案2件及び議員発議による意見書案3件を受理しました。

以上で報告を終わります。

これから議事に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第1号、平成31年度東庄町一般会計予算から、議案第8号、平成31年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算まで、以上、8案を一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員会に審査の付託をしております。

従って、委員長より審査の経過と結果について、報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、板寺正範君。

5番(板寺正範君)

予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号、平成31年度東庄町一般会計予算、議案第2号、平成31年度東庄町国民健康保険特別会計予算、議案第3号、平成31年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号、平成31年度東庄町食肉センター特別会計予算、議案第5号、平成31年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算、議案第6号、平成31年度東庄町介護保険特別会計予算、議案第7号、平成31年度東庄町水道事業会計予算、議案第8号、平成31年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算、以上、8会計の予算について、去る3月7日、8日には議案第1号、平成31年度東庄町一般会計予算を、11日には議案第2号、平成31年度東庄町国民健康保険特別会計予算から、議案第8号、平成31年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算までの7会計の予算を常任委員会を開催しまして、副町長、病院長、担当課長、事務長などの出席を得て、慎重に審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われまし

た。本予算決算常任委員会は、議長を除く議員 13 名で構成する委員会であり、議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただき、採決の結果を報告させていただきます。

議案第 1 号から議案第 8 号まで、8 会計につきまして採決した結果、当委員会としては、議案第 1 号につきましては賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 2 号から議案第 8 号については、全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

討論省略には異議がありましたので、この討論は行うことにします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

8 番、高木武男君。

8 番（高木武男君）

反対討論を申し上げます。

平成 31 年度一般会計予算のうち学校給食センターの新設工事費については、納得出来ません。よって、以下の理由により賛成することが出来ません。

5 年ほど前、議会、教育委員会、総務課、教育課と共に横芝光町の学校給食センターを視察してきたところですが、本町と同じぐらいの児童数であり、本当に参考になったことを今でも覚えております。

建屋面積は、横芝光町は 1,300 平米、本町が 1,400 平米、工法としては

どちらも鉄骨造り、2階建て。建屋の工事費は、横芝光町が4億7,000万円、本町は9億9,000万円。厨房設備費は、横芝光町は1億4,000万円、本町が1億2,000万円で、合計、横芝光町は6億1,000万円、本町は11億1,000万円であります。

建屋の平米単価は、横芝光町は36万円、本町は70万円です。この倍近い平米単価が、横芝光町に比べると高過ぎる原因ではないかと思えます。オリンピック特需による資材費の高騰もありますが、デフレ経済下の日本で一部、数パーセントの値上がりがあるかもしれません。工事は当初、平米単価50万円で見積もられていたということですが、オリンピック特需を理由に平米単価が70万円になっております。これが建設費高騰の原因です。鉄鋼製品を扱う方や建設関係の人に聞いても、一部の商品での値上がりがあるものの、平米単価を20万円も押し上げる要因は見当たりません。

また、私はこの給食センター新設工事について、30名ほどの人にいろいろと聞いてみました。10人ほどの人は高額過ぎてわからないと言いました。10人ほどの人は高過ぎるのではないかと言いました。あと10人ほどの人は直観的に高過ぎると言っていました。大多数の町民の意見としては、高額過ぎるということでした。これを支払うのは納税者である町民です。私は町民の意見に従い、平成31年度東庄町一般会計予算に反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（城之内一男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号、平成31年度東庄町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (城之内一男君)

起立多数です。

従って、議案第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号、平成 3 1 年度東庄町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号、平成 3 1 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、平成 3 1 年度東庄町食肉センター特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号、平成 3 1 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号、平成 3 1 年度東庄町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 6 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、平成 3 1 年度東庄町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 7 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、平成 3 1 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (城之内一男君)

起立全員です。

従って、議案第 8 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、陳情第 1 号、後期高齢者の窓口負担の原則 1 割負担の継続を求める陳情及び陳情第 2 号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情、以上 2 案を一括議題とします。

この陳情は文教福祉常任委員会に審査の付託をしてあります。
従って、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。
文教福祉常任委員会委員長、大網正敏君。

7番（大網正敏君）

文教福祉常任委員会、審査報告を申し上げます。

文教福祉常任委員会に付託されました陳情第1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情及び陳情第2号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情については、去る3月12日に副町長及び町民課長並びに健康福祉課長の出席を得て、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果につきまして、ご報告いたします。

まず、陳情第1号についての審査における意見等を要約にして申し上げます。

意見として、現在、後期高齢者の医療費窓口負担は1割負担者と一定の所得のある人の3割負担者がいる状況です。現在、1割負担者の大半は年金受給者であり、後期高齢者窓口負担の2割化は治療する後期高齢者の負担が増すとなり、生活を圧迫いたします。よって、1割負担の継続を維持してほしいという陳情に賛成する。

以上のような意見等があり、陳情第1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情について採択した結果、当委員会においては賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号では、意見として、超高齢化社会の中、国においては財源等を確保していただき、教育に関する費用は無償にすべきと考え、本陳情に賛成する。幼児教育・保育の無償化の実施について、地方自治体に負担を求めることは困難な状況であり、国庫負担の拡充を求める本陳情に賛成する。

以上のような意見等があり、陳情第2号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情について採択した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で文教福祉常任委員会の審査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、陳情第1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

異議がありますので、採決は起立によって行います。

陳情第1号、後期高齢者の窓口負担の原則1割負担の継続を求める陳情を採決します。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(城之内一男君)

起立多数です。

従って、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号、「幼児教育・保育の『無償化』に係わる制度の拡充、及び、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、陳情第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3、陳情第3号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情を議題とします。

この陳情は、総務産業常任委員会に審査の付託をしてあります。

従って、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、佐久間義房君。

4番（佐久間義房君）

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

陳情第3号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情については、去る3月13日に副町長、総務課長、総務課長補佐の出席を得て、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果について、ご報告いたします。

陳情第3号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情について、審査における意見等を要約して申し上げます。

意見として、臨時職員、非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から必要となる財源については、国において財政措置を求める意見書提出に賛成したい。

以上のような意見等があり、陳情第3号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情については、採択した結果、当委員会においては全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（城之内一男君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

陳情第3号、「会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書」の提出を要請する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第4、議案第19号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第19号、工事請負契約の議決事項の変更についての提案理由を申し上げます。

この東庄中学校駐輪場等整備工事請負契約につきましては、昨年9月の定例会において議決をいただきましたが、追加工事が発生し、議決事項の一部に変更が生じたため、議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第19号、工事請負契約の議決事項の変更についてをご説明申し上げます。

この度の議決事項の変更につきましては、昨年9月の定例会において議決をいただきました東庄中学校駐輪場等整備工事、その1、請負契約について、追加工事が発生したことにより、契約金額の変更を行うものであります。

その内容といたしましては、残土処理量の増加、増額、下層路盤、上層路盤の量の変更、擁壁の長さの変更など、主に設計と現場との違いを補正する工事となっております。この工事費を精算すると75万6,000円の増額となります。

本変更契約案件につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決をいただいた契約内容の変更のため、改めて議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第20号、東庄中学校技術棟等解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(城之内一男君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第20号、東庄中学校技術棟等解体工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、制限付き一般競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。

本案件につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、関係法令の規定に基づき議会の議決をお願いをいたしたく提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくをお願い申し上げます。

議長(城之内一男君)

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長(向後喜一郎君)

それでは、議案第20号、東庄中学校技術棟等解体工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本工事執行にあたり、平成31年2月15日に制限付き一般競争入札を公告後、ちば電子調達システムで行うと同時に、新聞発表並びに町ホームページにも掲載して、2月22日を期限に参加者の公募を行いました。

結果、17社の応募があり、これを審査したところ、全社が参加資格を満たしておりました。

3月6日から8日を入札期間として電子入札による一般競争入札を実施し、17社全社からの入札があり、このうち石井工業株式会社が4,836万3,000円

に消費税並びに地方消費税 386万9,040円を加えた5,223万2,040円で落札しましたので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

なお、本入札では、東庄町建設工事等契約事務取扱規程第10条により、解体工事における最低制限価格を予定価格の70%としておりますが、石井工業株式会社を含めた13社が最低制限価格で入札をしたため、電子入札システムによるくじ引きで落札者を決定しております。

また、電子入札システムによるくじは、電子入札の際に業者が任意に定めた3桁の数字と入札時刻の秒未満の3桁の数字を用い、機械的に1社を決定するもので、人為的に操作の出来ない仕組みとなっております。

本契約案件は、予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び東庄町条例であります議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（城之内一男君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号、東庄中学校技術棟等解体工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第6、意見書案第1号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書について及び日程第7、意見書案第2号、幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、地方自治体への国の十分な財政措置を求める意見書について並びに日程第8、意見書案第3号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（城之内一男君）

ここでお諮りします。意見書案第1号及び意見書案第2号並びに意見書案第3号については、先に採択された陳情の内容と重複しますので、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号及び意見書案第2号並びに意見書案第3号については提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（城之内一男君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

最初に、意見書案第1号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、幼児教育・保育の「無償化」に係わる制度の拡充、及び、地方自治体への国の十分な財政措置を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号、会計年度任用職員制度の施行に伴う、国の地方自治体への十分な財政措置を求める意見書について採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(城之内一男君)

ご異議なしと認めます。

従って、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、東庄町議会3月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意11件、承認1件、議案20件を提案させていただきました。特に平成31年度の予算議会ということで、議員各位には慎重なるご

審議を賜り、おかげさまで全ての案件を原案のとおり可決いただきました。まことにありがとうございました。

会期中に頂戴いたしましたご意見、ご提言につきましては、鋭意検討し、町政に反映をするよう努めてまいります。

さて、先月21日に全国町村会の政策調整会議が東庄町で開催されました。荒木全国町村会長を初め、役員の皆様がおいでになり、東庄町の取り組みを説明すると共に、地方自治の発展、振興に向けた意見交換が行われました。今後も町村自治振興のため、全国の町村に共通する行財政の基本的な問題並びに当面する諸課題の解決を目指し、努力してまいりたいと考えております。

また、東庄町におきましても、町に課せられた多様な行政課題につきましては、積極的に取り組んでまいり所存であります。議員各位にはなお一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げますと共に、益々のご活躍をご祈念申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（城之内一男君）

それでは、3月定例会閉会にあたり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は11日間の会期中で、平成31年度一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算と町長提案の案件等、全て議了することが出来ました。議員各位、また執行部の皆さん、ご支援、ご協力に改めて感謝を申し上げます。

また、一般質問については、今定例会において7名の質問者があったということで、一問一答方式も新たに導入されております。一般質問については、各議員にとって貴重な発言の場でもあります。今後ともより多くの議員の皆様にご内容のある一般質問をよろしくお願いしたいと思います。

また、一般会計においても、小学校の統合、給食センター等、大きな事業が続いております。予算も大幅に増額しております。今後とも厳しい行財政運営が続くと思いますが、議員、執行部共に、喫緊の課題であります子供達の小学校統合等、協力して取り組んでいただきたいと思います。また先が長い中ですが、健康に留意して、今後のご活躍を祈念して、閉会にあたり挨拶といたします。

以上で平成31年3月東庄町議会定例会を閉会します。

（午後 3時24分 閉会）